

奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十四号

奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例

奈良県環境影響評価条例（平成十年十二月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の定めるところに従って作成された書類又は環境影響評価その他の手続に相当する手続を経て作成されたと知事が認める書類があるときは、当該書類は、この条例による改正後の奈良県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）の相当規定により作成された書類とみなす。

3 新たに対象事業となる事業であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該事業の実施に係る許可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされた事業（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、新条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。

4 施行日前に当該事業の実施に係る許可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされた事業であつて、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により対象事業として実施されるものについては、新条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。